



平成 27 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社三菱総合研究所  
代表者名 代表取締役社長 大森京太  
(コード番号 3636 東証第一部)  
問合せ先 経理財務部長 河内裕  
(TEL. 03-6705-6001)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 12 月 17 日開催予定の第 46 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されたことに伴い、社外取締役以外の業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 30 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 12 月 17 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 12 月 17 日

以 上

<別紙>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第 31～39 条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第 31～39 条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>